

広島市告示第 5 2 1 号  
令和 4 年 1 0 月 3 1 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 DCM宇品店

(2) 所在地 広島市南区宇品海岸 3 2 8 番地 5 4 0 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

高島産業株式会社

代表取締役 田中 浩洋

東京都港区赤坂六丁目 4 番 1 9 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

DCMダイキ宇品店

広島市南区宇品海岸 3 2 8 番地 5 4 0 ほか

(変更後)

DCM宇品店

広島市南区宇品海岸 3 2 8 番地 5 4 0 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

DCMダイキ株式会社

代表取締役 小島 正之

愛媛県松山市美沢一丁目 9 番 1 号

(変更後①)

DCMダイキ株式会社

代表取締役 中川 真行

愛媛県松山市美沢一丁目 9 番 1 号

(変更後②)

DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目2番7号

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

令和4年3月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更① 令和2年5月25日

変更② 令和3年3月1日

5 届出年月日

令和4年10月28日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号

広島市南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年10月31日から令和5年2月28日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年2月28日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課